

令和5年度広島県地域集積協力金交付事業及び 集約化奨励金交付事業の推進方針

〔 令和5年5月9日
就農支援課 〕

地域集積協力金及び集約化奨励金を効果的に活用することにより、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積・集約化を推進するため、農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）別記3の第11の4に基づく推進方針を定める。

1 重点的に推進する地域

農地中間管理事業は、地域計画が策定され、地域ぐるみで農用地の集積・集約化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施することから、これらの地域を中心に地域集積協力金及び集約化奨励金を活用する。

〔特に重点的に取り組む地域〕

- ◆ 産地育成につながる大規模な農地集積
- ◆ 新規就農者・認定農業者等への農地集積、分散錯ほの解消
- ◆ 集落法人の付替・規模拡大・新設につながる農地集積

2 推進方法

重点的に推進する地域は、農地中間管理事業の重点実施区域に位置付け、効果的な推進を図るため、地域計画の策定に向けた地域での話し合い活動と連動して進める。

また、担い手が集積を希望する地域や、担い手が不在で将来に不安を持つ地域では、地域集積協力金及び集約化奨励金の活用による農地集積・集約化に向けた話し合いを推進する。

3 推進体制

地域計画策定に向けた活動と連動した取組みとするため、市町（農業委員会含む。）、農地中間管理機構（地域駐在コーディネータを含む。）、（一社）広島県農業会議、県関係機関が連携して推進するとともに、「令和5年度 農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針（令和5年3月1日制定）」に基づき、関係部署が持つ担い手の農地確保のニーズを集約した情報を市町等と共有し、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地所有者等の意向確認や、地域での話し合いを積極的に進める。

